

常総市立飯沼小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条から）

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。以下は、本学校教職員がもついじめについての基本的な認識である。

- ①いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きなかかわりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもといじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童（生徒）、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

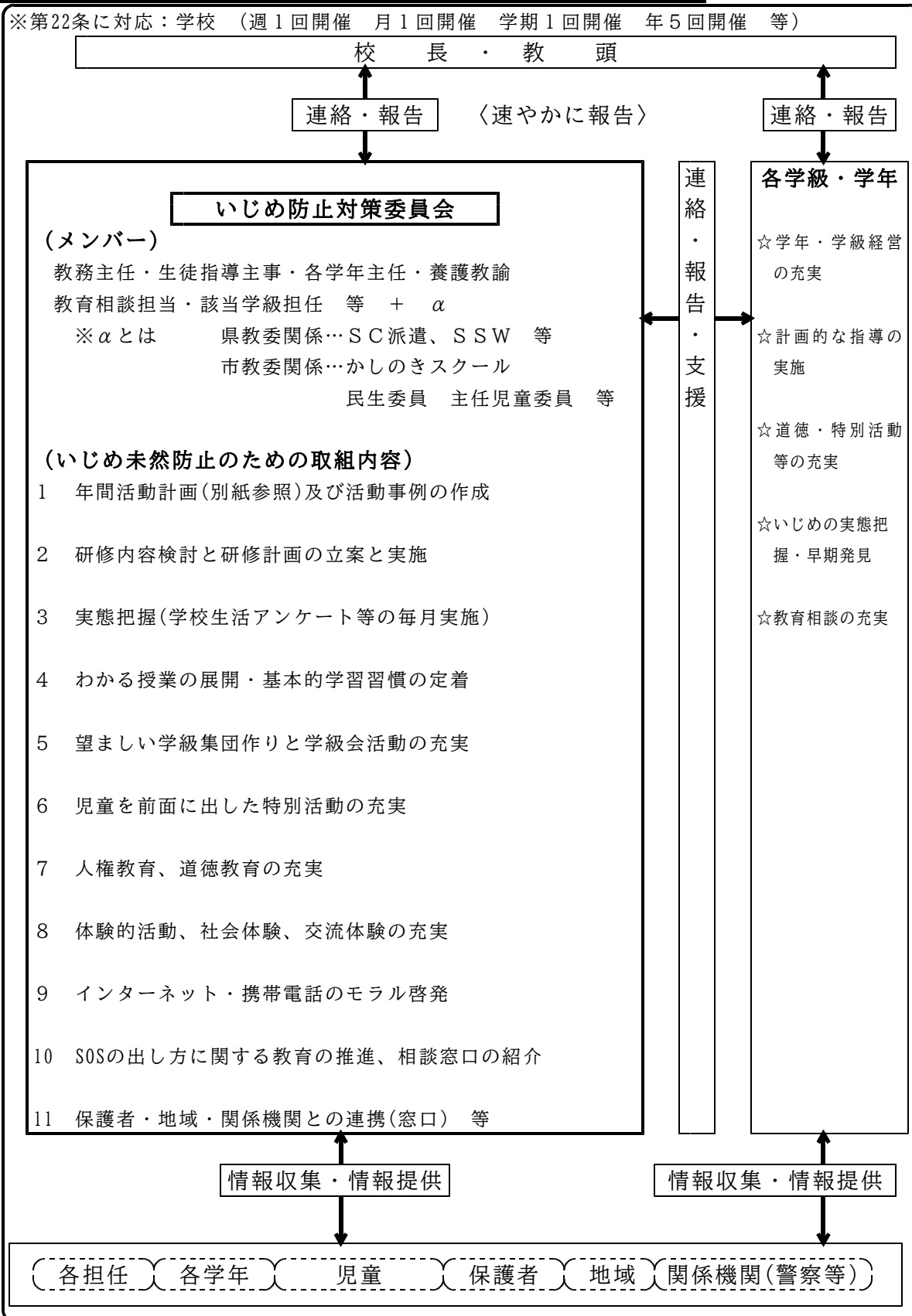
(1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止が重要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

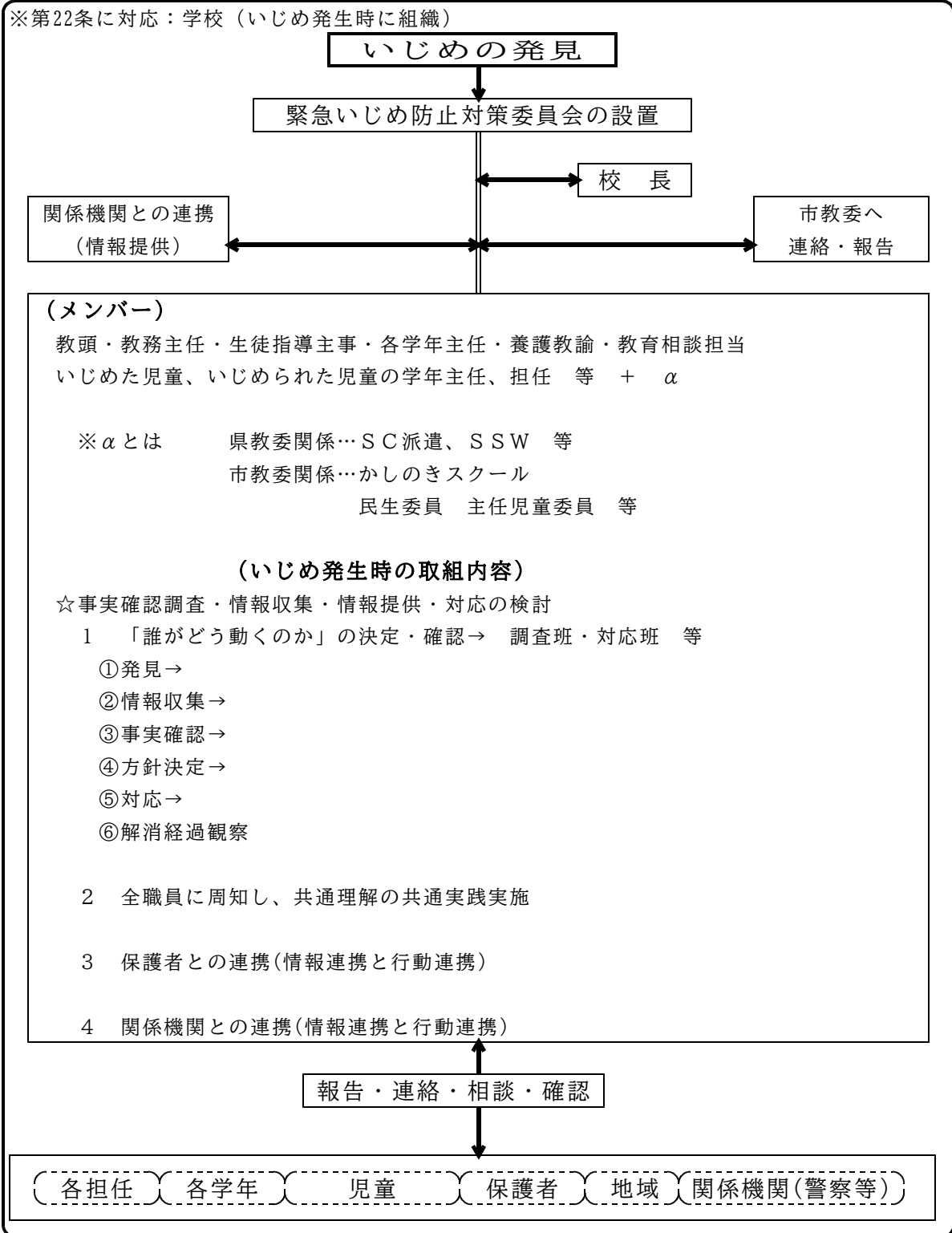
以下は、本校のいじめの「未然防止・早期発見のための校内組織図」と「いじめ発見時の対応組織図」である。

飯沼小いじめ防止・対応のための校内組織図

◆未然防止・早期発見のための組織「平常時」(組織図1)



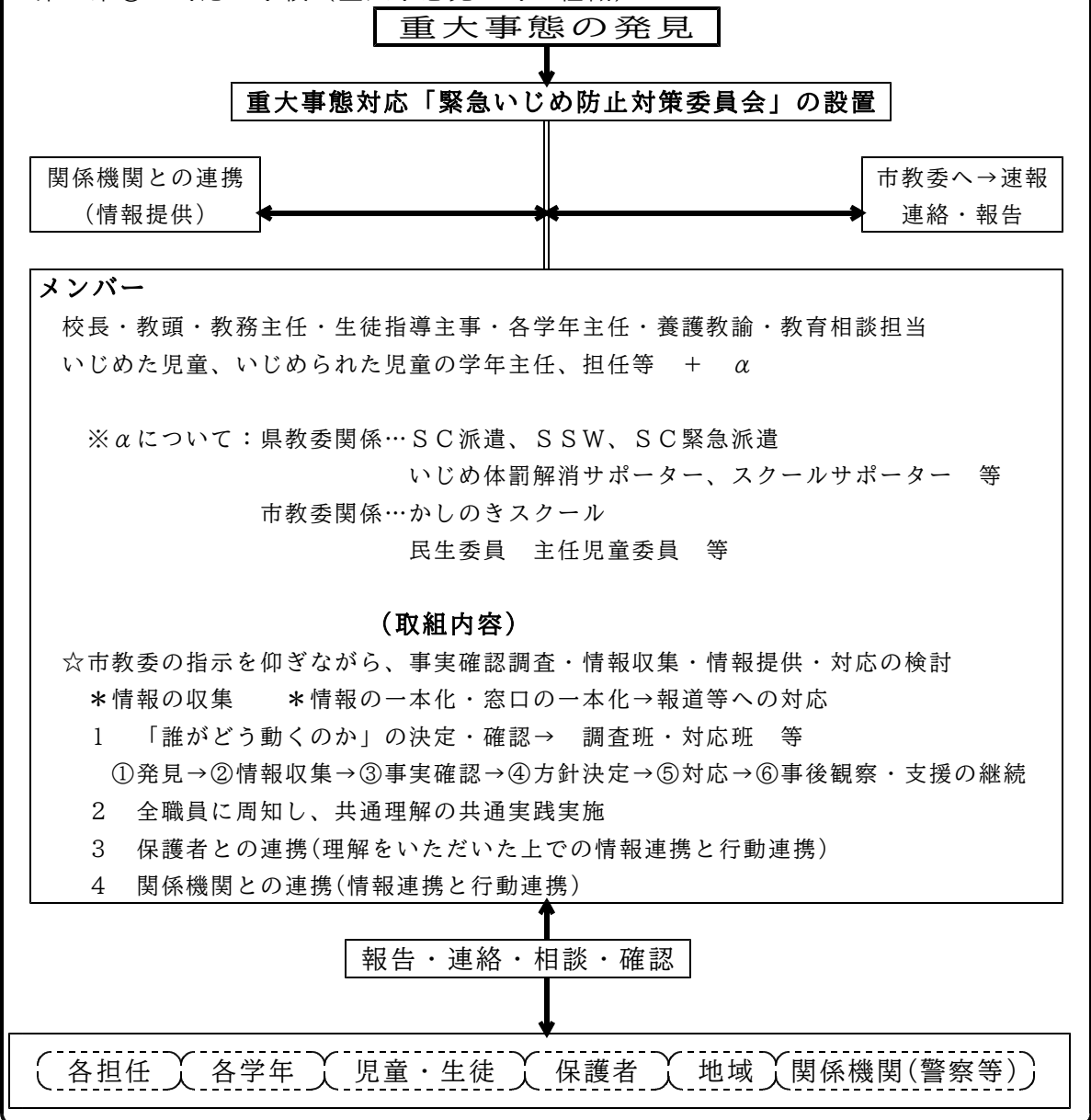
◆いじめ発見時の対応組織「いじめ発生時」（組織図2）



※本校ではいじめ問題対策協議会(上記では「いじめ防止対策委員会」とする)等を組織(第22条：平常時と発生時)し、いじめ防止のための年間指導計画等を学校全体で組織する。また、同協議会が保護者や関係諸機関との窓口となり、日頃より協力体制を築いておく。

◆いじめ発見時の対応組織「重大事態発生時：学校組織で調査する場合」（組織図3）

※第28条②に対応：学校（重大事態発生時に組織）



※本校では重大事態が発覚した時点で、重大事態対応「緊急いじめ防止対策委員会」を緊急に立ち上げ、組織的に対応する。同時に、市教育委員会等関係機関の支援を仰ぎながら、一般児童等のメンタルヘルス・ケア等に万全を期し、全校児童並びに保護者の不安を解消する。

(2) いじめに対する認識や気づきへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

◆**早期発見のための学校としての取組**

①**教師と児童の普段のかかわり**

普段から共感的な児童理解に努め、些細な変化や交友関係の観察把握に努める。

②**組織での検討**

児童に関する情報を職員が常に共有し、いじめ問題に対して組織的な対応を図る。

③**学校生活(いじめ)アンケートの実施**

毎月定期的に、また必要に応じて随時生活アンケート並びに調査活動等を実施する。(基本的に最終週のはじめに実施)

④**教育相談の充実**

希望教育相談並びに全児童を対象とした教育相談を定期的に設定し、児童の動向を観察する。

⑤**学校だよりやホームページを活用した「いじめ防止」への保護者への啓発**

いじめ防止並びに人権啓発を広報誌で積極的に保護者に呼びかける。

⑥**いじめの相談・通報窓口について**

学校以外の第3者機関を児童並びに保護者に周知徹底し、万が一のSOSサインを受け止められるようにする。

⑦**家庭及び地域との連携**

日頃から保護者とのコミュニケーションに心がけ、好ましい人間関係を作りながら積極的な児童の情報交換に努める。

⑧**関係諸機関との連携**

所轄警察等と児童生徒たちの情報連携を図るために、定期的に電話連絡、または出向いて情報交換や話し合いの機会をもつ。

⑨**いじめ問題に対する研修の充実**

県教委並びに文科省作成の指導手引きやリーフレットを読み合わせるなど、職員個々のいじめに対する鋭い感覚を養う。

⑩**インターネットを通して行われるいじめに対する対策**

インターネットやラインと呼ばれる携帯電話による深刻ないじめの実態と対処法について、職員並びに保護者に啓発を図る。

(3) **いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応・早期解消）**

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携を図る。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

◆早期対応のための本校の取組

①いじめ問題に取り組むための組織（いじめ発生時）組織図 2

②いじめへの具体的対応の手順

- ・ 情報のキャッチ（いじめに関する情報にアンテナを高くする）
- ↓
- ・ 対策チームの編成と立ち上げ（市教育委員会への報告）
- ↓
- ・ 対応方針の決定と役割分担の決定（校長を中心として）
- ↓
- ・ 関係機関（警察・児童相談所・カウンセラー）への報告連絡と連携の確保
- ↓
- ・ 事実究明と被害、加害児童とその保護者への支援並びに指導
- ↓
- ・ 学級の児童並びに一般保護者への対応

③重大事態と判断されるいじめへの対応

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童生徒や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。

ア 重大事態が発生した旨を、常総市教育委員会に速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。

エ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

オ いじめを行った生徒・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育をうける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。

カ いじめの周辺にいる生徒たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

4 その他の重要事項

(1) 取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

- ① いじめの未然防止・再発防止に関する取組についてホームページで公表する。
- ② いじめの早期発見・対応に関する取組について学校便りで公表する。
- ③ 年度ごとにいじめ問題への取り組みを保護者、児童、教職員、学校評議員等で評価検証する。
- ④ いじめに関する点検評価に基づいて、いじめ防止基本方針の見直しを図る。